

令和6年度の国民健康保険税額が決定します

国民健康保険は、毎日の生活の中でいつ起こるかわからない病気やけがのときに、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんで支えあう制度です。

国民健康保険税は6月に決定します。税額は、前年の所得に応じた額（所得割額）と、被保険者1人あたりの額（均等割額）、1世帯あたりの額（平等割額）を合計した金額となっています。

○令和6年度 国民健康保険税額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
①所得割額【税率】	6.40%	2.90%	2.15%
②均等割額【被保険者1人】	21,000円	10,000円	10,500円
③平等割額【1世帯】	20,000円	9,500円	6,500円
④賦課限度額	650,000円	240,000円	170,000円

①は、令和5年中の所得金額から基礎控除額の43万円を控除した額に税率をかけて算出します。

○低所得世帯に対する軽減

令和5年中の世帯の所得（世帯主と被保険者等の合算）が次の要件に該当する場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

7割軽減・・・総所得430,000円+100,000円×（給与所得者等【※1】の数-1）以下の世帯

5割軽減・・・総所得430,000円+（295,000円×被保険者数【※2】）
+100,000円×（給与所得者等【※1】の数-1）以下の世帯

2割軽減・・・総所得430,000円+（545,000円×被保険者数【※2】）
+100,000円×（給与所得者等【※1】の数-1）以下の世帯

【※1】一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。

【※2】被保険者数には、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者へ移行された方を含みます。

【例】4人世帯

（給与所得者1人、配偶者1人、子2人の場合）

	給与所得者数
軽減割合	1人
7割	43万円以下
5割	161万円以下
2割	261万円以下

○子育て世帯に対する軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入されている未就学児（令和6年4月1日現在で6歳未満）の被保険者の方は均等割額を5割軽減します。

また、低所得世帯の軽減対象に該当する未就学児の方は、軽減適用後の均等割額から5割軽減します。

なお、軽減適用後の均等割額は右のとおりです。

未就学児が加入している世帯の均等割（軽減後）

世帯の状況	令和6年度の均等割	
	医療分	後期高齢者支援金分
7割軽減	3,150円	1,500円
5割軽減	5,250円	2,500円
2割軽減	8,400円	4,000円
軽減なし	10,500円	5,000円

国民健康保険税は必ず期限内に納めましょう！

国民健康保険税を特別な理由もなく1年以上滞納されると、保険証が交付できなくなります。保険証がないと、病院等で診察を受けたときに一旦全額負担するほか、本来受けられる給付も受けられなくなります。

なお、災害等の事由により国民健康保険税の納付が困難な場合は、申請により減免が受けられる場合があります。



◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎ 0748-52-6570

温故知新

日野歴史探訪

私たちの住む日野町には、52の大字があり、それぞれの地域が豊かな自然と歴史文化で彩られています。温故知新では、町内各大字の歴史と代表的な文化財をシリーズで紹介していきます。

大字仁本木

大字仁本木は、北は大字奥師、東は大字音羽、西は大字西大路と接しており、字域は南北に細長い形状をしています。中央を日野川が流れ、両岸には10メートル前後の河岸段丘が形成されています。北側の段丘に沿うように集落がつけられ、かつて日野商人が伊勢への往來に利用した山越えの道が通っています。

村名の由来として一説には、当地が古くから綿向山山頂にある奥宮を選擇する地にあたり、鳥居となる2本の木があったためとされています。『蒲生旧趾考』。また、里宮である馬見岡綿向神社(村井)の氏子圏の東端であることから、その鳥居は里宮の神域を示すものともいわれています。『滋賀県の地名』。

江戸時代初めは幕府領でしたが、延宝8(1680)年から甲斐甲府領に、

正徳2(1712)年から水口藩領となり、明治時代を迎えています。

徳本名号碑

徳本名号碑とは江戸時代後期にこの辺りで念仏修行を説いた僧である徳本にゆかりがあるもので、「南無阿弥陀仏」の六字名号を刻んだ特徴的な石碑です。日野町域を中心に滋賀県の湖東から湖南地域にかけて見られます。徳本の没後各地に名号碑が建てられました。

日野町内には、西大路地区をはじめ十数基の徳本名号碑が確認されていますが、そのうち仁本木の名号碑は、天保8(1837)年の年紀があり、かつては仁本木と音羽の境に位置していました。昭和45年ごろ、道路の改修工事によって日野川からの井路の分岐点付近の通称「バンドウサン」と呼ばれる現在の地に移されました。

仁本木名号碑の写真



仁本木の徳本講

徳本の念仏修行の教えは、徳本と地域の人々の結びつきを示すものとして多く残されていますが、徳本講(念仏講)もそのひとつです。

仁本木では、「ミヨウゴンサン」と呼ばれる行事が、9月10日ごろに行われています。

これは名号碑の前で行われるもので、講の準備は、仁本木の老人会の上・下組の2つの組が隔年で当番に当たります。夕刻になると提灯に火が灯され、人々がお供えを持ち寄り、午後8時ごろ、常福寺(仁本木)の住職が名号を

唱えて、講を勤めます。この「ミヨウゴンサン」は、8月9日の「千日さん」、23日の「地藏盆」などと並んでかつては非常に楽しみにされた日であったといわれています。

なお、常福寺には徳本の肖像画と名号の掛軸が所蔵されており、葬式や一周忌などに2幅の掛軸をかけて徳本講に念仏をあげてもらおう習わしが伝えられています。

徳本が日野の大字平子の澄禅寺(当時は澄禅庵)に滞在したのは、文化2(1805)年(一説には、享和2(1803)年)のこととされ、ここで近在の人々に念仏を広めたのはわずか1年ばかりとされているにも関わらず、その教えは村人の心をひき付けて、信仰と行事として息づいています。

徳本講の写真



問い合わせ先

近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」

☎0748-52-0008